

出生届

令和 年 月 日届出

長 殿

受 理	令 和	年	月	日	発 送	令 和	年	月	日
第				号					
送 付	令 和	年	月	日					長 印
第				号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	決 裁	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知		

記入の注意

鉛筆や消えるボールペンなどで書かないでください。

子が生まれた日を含めて14日以内に
本籍地、住所地又は、出生地のいずれ
かの市区町村役場に提出してください。

☐には、あてはまるものに☒のよ
うにするしをつけてください。

届け出られた事項は、人口動態調
査（統計法に基づく基幹統計調査、
厚生労働省所管）にも用いられます。

子の名は、常用漢字、人名用漢字、
かたかな、ひらがなで書いてください。
子が外国人のときは、原則かたかな
で書くとともに、住民票の処理上必要
ですから、ローマ字を付記してください。
よみかたは、戸籍には記載されませ
んが、住民票の処理上必要ですから
書いてください。

「嫡出子」とは、婚姻関係にある父
母間に生まれた子で、「嫡出でない子」
とは、婚姻関係にない父母間に生まれ
た子をいいます。
(記入例) 嫡出子で最初の男の子の場合
☒嫡 出 子 (長☒男
☐嫡出でない子 (長☐女)

筆頭者の氏名には、戸籍のはじめ
に記載されている人の氏名を書いて
ください。

子の父又は母が、まだ戸籍の筆
頭者となっていない場合は、新しい
戸籍がつくれます。
その場合は、父又は母の戸籍謄
本（戸籍全部事項証明書）を添付
して、この欄に希望する本籍を書
いてください。（※現在の本籍地に
届ける場合、添付は不要です。また、
京都市内に本籍がある人が京都市
内の区役所（支所・出張所）に届
ける場合も添付は不要です。）

届出人は、原則として子の父又は
母です。
やむを得ない事由により、子の父
又は母が署名押印できないときの
届出人は、左の順位になります。
届出人が署名押印した後、届書を
持参する方は親族、その他の方でも
さしつかえありません。

御持参いただくもの

届出人の印鑑と母子手帳

出生証明書

記入の注意

夜の12時は
「午前0時」、
← 昼の12時は
「午後0時」と書
いてください。

体重及び身長
は、立会者が医
師又は助産師以
← 外の者で、わか
らなければ書か
なくてもかまい
ません。

この母の出産
した子の数は、
← 当該母又は家人
などから聞いて
書いてください。

この出生証明
書の作成者の順
序は、この出生
の立会者が例え
ば医師・助産師
← ともに立ち会っ
た場合には医師
が書くように1、
2,3の順序に従
って書いてくだ
さい。

字訂正
字削除
字加入
印

(1)	生	(よ み か た) 子 の 氏 名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	氏	名	父母と の 続 き 柄	☐ 嫡 出 子 (☐ 男) ☐ 嫡出でない子 ☐ 女
(2)	ま	生まれたとき	令和	年	月	日 ☐ 午前 時 分 ☐ 午後
(3)	れ	生まれたところ			番地	番 号
(4)	た	住 所 (住民登録をする ところ)			番地	番 号
(5)	生	父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたと きの年齢)	父		母	
(6)	ま	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)			番地	番 号
(7)	れ	同居を始めたとき	年	月	(結婚式をあげたとき、又は、同居を始めた ときのうち早いほうを書いてください)	
(8)	た	子が生まれた ときの世帯の おもな仕事と	☐ 1. 農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの 世帯（日々又は1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々又は1年未満の契約の雇用 者は5） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(9)	子	父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください)	父の職業	母の職業	
	の	父 と 母				
	父 と 母					
	母					
	その他					
	届	☐ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産師 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長				
	出	住所	(4) 欄に同じ		番地	番 号
	人	本籍	(6) 欄に同じ	番地	番 号	筆頭者の氏名 (6) 欄に同じ
		署名	印	年	月	日生
		事 件 簿 番 号				
			父 母 婚 姻 年 月 日 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 令和			連絡先 電話 () - 自宅・携帯・勤務先・呼出 ()

※ 出生届の手続について、悩みや困りごとがあれば、お近くの市区町村又は法務局にご相談ください。
出生届を届け出なければ、その子の戸籍がつくられず、不利益を被るおそれがあります。
詳しくは法務省のホームページをご覧ください。 [Ｑ無戸籍 法務省](#)



京都市



京都女子大学

このたびはご出産おめでとうございます。
京都市では、出産という人生の大きな節目を迎えられる方を祝福し、
生涯の良き思い出となるよう、京都女子大学とコラボレーションして、
京都市オリジナル出生届を作成しました。
お子様の健やかなご成長を心からお祈り申し上げます。

(令1.8)